


安全報告書

(2014年度)

この安全報告書は、航空法第111条の6の規程に基づいて作成したものです

 東京航空株式会社

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

東京航空㈱は、安全運航を最優先とした「企業理念」を基盤とし役員、社員が自らの役割と責任を自覚し、努力しています。今後とも運航の品質向上と安全の確保に積極的に取り組み、関係法令等の遵守を徹底していきます。

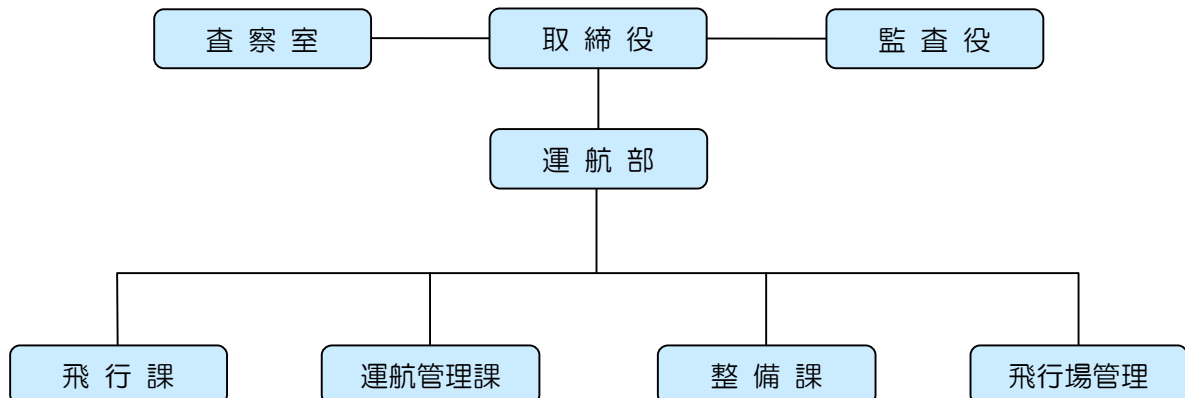
企業理念

1. 安全な業務の遂行を第一の目的とします。
2. お客様の視点に立って、誠意をもって満足のいくサービスを提供することを目標にします。
3. 社会のルールを守り、社会に貢献する企業を目指します。
4. 役員、社員がお互いに人格を尊重し充実感をもって働くことの出来る職場になるよう役員、社員一人ひとりが心掛けます。
5. この企業理念を実現するために必要な適正利潤を継続して得るために努力します。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

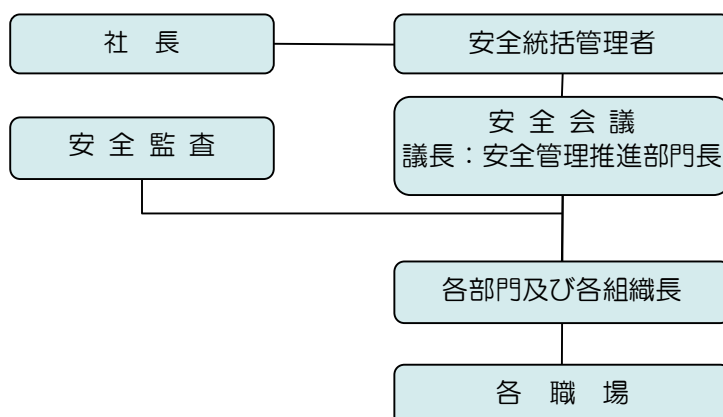
(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

①組織図



②安全確保に関する各組織の機能、役割の概要

安全管理体制機能図



[経営の最高責任者]

安全に対するコミットメントを行い、安全方針を明示するなど安全に関する会社の最高責任者です。

[安全統括管理者]

安全管理の取組みの統括責任者です。

安全管理体制の継続的な改善を推進、安全の監視を行い関連部門の組織長へ安全に関する助言、勧告、援助を行います。又、安全の施策などの重要な経営上の意思決定に直接関与します。

[安全管理推進部門長]

安全管理体制が有効かつ妥当性があるか監視し、必要な勧告を行います。

安全に関する事項について社外の窓口業務を行い、組織内への安全情報の提供や安全教育などの啓蒙活動を行います。

[安全会議]

職場安全会議は、職場単位での安全に関する問題を討議し、自職場で解決できない問題について、安全統括責任者に報告し、解決を図ります。

[安全監査]

安全統括管理者の指名する者が、安全管理推進部門長の計画する手順、内容に従い実施します。航空局の安全監査の受験を持って監査とすることもできます。

③航空機乗組員、及び整備従事者の数

- ・ 航空機乗組員 : 3名
- ・ 整備従事者 : 5名

- ・ 運航管理担当者 : 5名
- ・ 有資格整備従事者 : 3名

(2) 日常運航の支援体制

① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

航空局が規定する「運航規程審査要領」（空航第58号）、「整備規程審査要領」（空機第73号）及び「航空運送事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（空機第68号及び71号）」に基づいて作成／認可された「運航規程」及び「整備規程」により適切に実施されています。

② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常業務の状況を的確に把握するため、遂行する事業において発生する安全に関する情報を収集し、その収集した情報を経営の最高責任者（社長）を含め必要な部門に伝達、適切に運用しています。

<安全情報収集のための具体的な手段>

- ・ 機長、機材不具合報告、ヒヤリハット情報の自発的報告といった社内報告制度。
- ・ 事故、トラブルの原因探求。
- ・ 航空機製造業者からの情報。

報告制度、事故等の調査によって収集した安全情報をベースに、その発生傾向と潜在的要因を特定し重大性や発生の確率を見極め、それを除去、回避、低減するための具体的な施策を立案・決定し各部門現場へ展開、再評価を行います。

③ 安全に関する社内啓発活動等の取組み

3ヶ月毎に連絡会を役員、従業員全員参加で実施し情報の共有と意思統一を図り安全運航の徹底に活用すると共に、社外安全セミナー等へも積極的に参加し安全に関する情報の収集及び情報の共有を図り安全意識の高揚に役立てています。

定期的に緊急対策訓練を実施し、緊急時における個々の分担業務の確認と対応手順を確認しています。

(3) 使用している航空機に関する情報

機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数
セスナ式172P型	3	4	210	205

全体の平均機齢並びに導入開始時期

導入開始時期・・・・・・・・・・1984年

平均機齢・・・・・・・・・・ 31年

3. 法第111号の4の規定に基づく報告に関する事項

該当なし

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

- ① 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置

該当事項なし

- ② 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

該当事項なし

- ③ 安全性向上のために講じた措置及び講じようとした措置

該当なし

- ④ 安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた当該年度における輸送安全の状況に関する総括的な評価

2014年度においては、航空事故、重大インシデント、安全上のトラブルとも、航空機の正常な運航に支障をおよぼすような事態の発生は無く安全の継続を確保することができました。

- ⑤ 2015年度における全体的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

1. 航空事故・重大インシデント発生 ゼロ
2. イレギュラー運航及びヒューマンエラーによる不具合事象の発生 ゼロ
3. 安全管理体制の周知、教育訓練の実施
4. ・内部監査の実施
 ・内部監査で確認した不具合事項に対する是正措置の定着状況の確認
5. ヒヤリハット情報の収集

東京航空(株)は阿見飛行場の閉鎖準備に伴い、運航の拠点を調布運航所に一本化し業務を継続すると共に運航の安全確保に取り組んでまいります。